

## 令和7年度 松戸市中小企業振興資金利子補給金

## 利子補給制度のご案内

補給率 年1.0%以内

R3~R6:1.00% R2:0.940% R1:0.955%

## 「千葉県制度融資」の一部資金または日本政策金融公庫「マル経融資」 「創業関連資金」を借入れた市内の事業者を対象に、利子補給を行います

- ●注意点1● 千葉県制度融資「創業資金」および日本政策金融公庫「創業関連資金」について
  - ・申請者が各自治体から<u>特定創業支援等事業</u>の証明書の発行を受けていること
  - ・<u>創業後5年未満に借入れた融資</u>であること 以上の2点が必須要件となります。

令和5年1月1日が初回の利子支払日の融資から適用。それ以前に借りた融資に関しては必須ではありません。

- ●注意点2● 千葉県制度融資「経営力強化資金」について
  - ・令和5年3月31日以前に借り入れた資金、

もしくは令和6年8月9日以降に借り入れた資金(一般枠)が対象となります。

※市町村認定枠は対象外となります。

・補給金の振込は4月から5月を予定しています・本補給金は、3年間の補給を約束するものではありません

## 申請要件

1.対象資金

以下の資金のうち、**償還期間が3年以上**、かつ、**初回の利子の支払日**が、①~⑥、⑩、⑪の資金は、令和4年1月1日以降のもの、⑦~⑨の資金は、令和4年4月1日以降のものが対象です。(1企業につき、複数の融資を申請することが可能です)

- ●千葉県中小企業振興資金(千葉県制度融資)のうち、
  - ①事業資金 ②小規模事業資金 ③**創業資金**※1 ④挑戦資金 ⑤**経営力強化資金**※2 ⑥事業 承継資金 ⑦ちばSDGsパートナー支援資金 ⑧事業承継特別資金 ⑨事業継続強化資金
- ●⑩日本政策金融公庫の事業資金融資のうち、経営改善貸付(マル経融資)
- ●⑪日本政策金融公庫の創業関連資金※1
- ※1③創業資金と①創業関連資金については、申請者が特定創業支援等事業の証明書の発行を受けていることかつ、創業後5年未満に借り入れた融資であることを要件とする。(令和5年1月1日が初回の利子の支払日の融資から適用。それ以前に借りた融資に関しては必須ではありません。)
- ※2⑤経営力強化資金について、令和5年3月31日以前に借り入れた資金、もしくは令和6年8月9日以降に借り入れた資金(一般枠)が対象となります。 (市町村認定枠は対象外)

2.補給率

年1.0%以内。 ※状況により、補給率は下がる場合があります。 ※補給率は融資利率が上限となります。

3.補給額の計算

利子補給額=支払利子額×補給率÷融資利率『千円未満切捨』

(例)令和7年5月に、償還期間5年、年利2.5%で3,000万円の融資を借入。 令和7年12月31日までに支払った利子が52万円で、利子補給率が1%の場合 ¥520,000(支払利子額)×0.01(利子補給率)÷0.025(融資利率)=¥208,000

4.対象者

- ●法人の場合、本店登記が市内であること。
- ●個人の場合、住所・事業所所在地ともに市内であること。
- ●市税を滞納していないこと。
- ●千葉県制度融資の<u>創業資金</u>(初回の利子支払日が令和5年1月1日以降の融資)および日本 政策金融公庫の創業関連資金は、特定創業支援等事業の証明書の発行を受けたものに限る
- 5. 申請時期
- ●令和7年1月1日から令和7年12月31日までに支払った利子に対する申請を、令和7年12月から令和8年1月に受付けます。
- 6. 補給の停止
- ●延滞 ●市外移転 ●廃業 ●代位弁済が生じた場合

7・問合せ先

松戸市役所 商工振興課

電話047-711-6377